

## 協定審査員の養成

2019年11月29日

JABEE 国際委員会

### 1. 経緯と目的

JABEE は日本を代表する技術者教育認定機関として、2005 年ワシントン協定へ、2008 年にはソウル協定に加盟した。これに伴い、加盟団体としての責務を果たすことが求められている。その一つとして協定への新規加盟審査、継続加盟審査への審査員の派遣がある。加盟団体は、協定審査員候補者を確保し、協定からの要請に応じ協定審査員を派遣できる体制を整えなければならない。

ワシントン協定およびソウル協定の審査チームは、通常1チームが3カ国・地域から派遣される3名からなり、この3名を選出するための2名の候補者(Practitioner から1名、Academia から1名)を、各加盟団体が推薦することになっている。その2名の内1名が協定より審査員として任命される。

### 2. JABEE 協定審査員の要件

以下の要件を満たすものを JABEE 協定審査員候補者とする。

- ・ 原則として JABEE 認定審査における審査経験を有すること(審査長経験者)。その他国際委員会が同等の要件を満たすと認める者。
- ・ 協定審査員、審査長若しくは加盟団体より直接委嘱を受け審査員を務めた者。
- ・ ワシントン協定またはソウル協定が対応する教育の国際的な状況を理解している者。
- ・ JABEE 国際委員会の主催する研修会への参加。
- ・ 文化的、制度的違いを柔軟に理解し対応できる者。
- ・ 協定審査員に必要な分析能力とディスカッションに必要な英語によるコミュニケーション能力を有し、十分な意欲を持つ事。
- ・ 審査員倫理を十分にわきまえていること。

以上